

市民税・県民税 申告書の書き方



申告書の番号にそって説明しておりますので、申告書の該当するところに記入してください。

最初に住所・氏名・生年月日・電話番号・**個人番号(マイナンバー)**などの申告書表面上部の項目を正しく記入してください。

1 収入金額等、2 所得金額

所得の種類		1	2	内 容	所得の計算方法
事業	営業等	ア	①	小売業、大工、外交員、漁業などの事業等から生じる所得。	収入金額－必要経費
	農業	イ	②	農産物の生産（稲作、果樹等）や酪農などから生じる所得。	
	不動産	ウ	③	地代、家賃、権利金、小作料などから生じる所得。	
	利 子	エ	④	公社債、預貯金の利子などによる所得。（源泉分離課税分を除く）	収入金額
	配 当	オ	⑤	法人から受ける剰余金の配当、投資信託（公社債投資信託を除く）の収益の分配などから生じる所得。 ※申告書裏面「8 配当所得に関する事項」を用いて計算してください。	収入金額－株式等取得のための負債の利子
	給 与	カ	⑥	給料、賞与、俸給、歳費などの所得。	別表1 ※6ページ参照 別表3 ※7ページ参照
雑	公的年金等	キ	⑦	国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給などの所得。 （障害年金・遺族年金等の非課税年金は、収入金額に含めません）	別表2 ※6ページ参照
	業 務	ク	⑧	原稿料、講演料、シルバー人材（配分金）、シェアリング・エコノミー（フリマアプリ等）、就労継続支援B型に該当する事業所（工賃）等の副収入による所得。	収入金額－必要経費 申告書裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を用いて計算してください。
	そ の 他	ケ	⑨	生命保険契約などに基づく個人年金、互助年金、暗号資産（仮想通貨）等による所得。（公的年金等、業務以外のもの）	
総合譲渡	短期譲渡	コ	⑩	農業機械・車両・会員権等の資産（所有期間5年以下）の譲渡から生じる所得。	申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を用いて計算してください。 ※特別控除額は、コ・サ合わせて50万円まで、シは50万円までが限度額
	長期譲渡	サ	⑪	農業機械・車両・会員権等の資産（所有期間5年超）の譲渡から生じる所得。	
	一 時	シ	⑪	生命保険等の満期受取金、懸賞金などの一時的な所得。	

※ 分離課税譲渡所得、山林所得、退職所得については、市役所税務課にお問い合わせください。

◇ 収入金額・・・前年中に収入することが確定した金額です。給料、配当、外交員報酬、講演料、公的年金等。所得税や社会保険料などを差し引く前の金額を記入してください。

◇ 必要経費・・・前年中にその収入を得るために要した経費。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項、4 所得から差し引かれる金額

控 除 項 目	控 除 額 等
⑬ 社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者などの親族の健康保険、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金、農業者年金などの保険料を支払っている場合、その支払金額の全額。 ※ 生計を一にする配偶者などの親族が受け取る公的年金等から天引き（特別徴収）されている社会保険料については、あなたの控除対象になりません。
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	あなたが第一種小規模企業共済や心身障害者扶養共済の掛金を支払っている場合、その支払金額の全額。

控 除 項 目	控 除 額 等
⑮ 生 命 保 険 料 控 除	① 一般生命保険料 + ② 個人年金保険料 + ③ 介護医療保険料 $\left[\begin{array}{l} \text{契約の種類ごとに下記のA・Bの計算式に当てはめて計算した金額。} \\ \text{(Aのみの場合 最大 35,000円)} \\ \text{(Bのみ又はA・B混在の場合 最大 28,000円)} \end{array} \right] \quad \left[\begin{array}{l} \text{下記のBの計算式に当てはめて計算した金額。} \\ \text{(最大 28,000円)} \end{array} \right]$ ①、②、③それぞれで計算した金額の合計額（限度額70,000円） A. 旧契約（一般生命保険料、個人年金保険料） - 支払った保険料が15,000円以下 …… 支払保険料の全額 15,000円を超え40,000円以下 …… 支払保険料の額 × 1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下 …… 支払保険料の額 × 1/4 + 17,500円 70,000円を超える場合 …… 35,000円 B. 新契約（一般生命保険料、個人年金保険料）、介護医療保険料 - 支払った保険料が12,000円以下 …… 支払保険料の全額 12,000円を超え32,000円以下 …… 支払保険料の額 × 1/2 + 6,000円 32,000円を超え56,000円以下 …… 支払保険料の額 × 1/4 + 14,000円 56,000円を超える場合 …… 28,000円 ※ 新契約は平成24年1月1日以降に締結した契約のものです。
⑯ 地 震 保 険 料 控 除	① 地震保険契約の場合 対象となる契約は、一定の資産を対象とする契約で、地震等による損害により生じた損失の額を補填する保険金又は共済金が支払われる契約です。 - 支払った保険料が50,000円以下 …… 支払保険料の額 × 1/2 50,001円以上 …… 25,000円 ② 長期損害保険契約の場合 （平成18年までに契約し、保険期間10年以上で満期返戻金ありの契約） - 支払った保険料が5,000円以下 …… 支払保険料の全額 5,000円を超え15,000円まで …… 支払保険料の額 × 1/2 + 2,500円 15,000円を超える場合 …… 10,000円 ①、②それぞれで計算した金額の合計額（限度額25,000円） ※ 1件の損害保険契約等で、地震保険契約・長期損害保険契約のいずれにも該当するときは、いずれか一方の契約のみに該当するものとして計算し有利な方で控除することができます。 ※ 支払った損害保険料が地震保険料控除の対象となるかについては、保険会社等から送られてくる証明書によって確認することができます。
⑰ 寡 婦 控 除	◇寡婦控除（控除額：260,000円） あなたがひとり親には該当せず、次の①、②、③の<u>いずれにも</u>該当する場合に該当します。 ① 合計所得金額が500万円以下であること ② 夫と離別し扶養親族を有する又は夫と死別していること ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと ※ 住民票上「夫（未届）」「妻（未届）」と記載がある場合は控除対象外です。
⑱ ひ と り 親 控 除	◇ひとり親控除（控除額：300,000円） あなたが次の①、②、③の<u>いずれにも</u>該当する場合に該当します。 ① 合計所得金額が500万円以下であること ② 生計を一にする子（総所得金額48万円以下で他の扶養でない）がいること ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと ※ 住民票上「夫（未届）」「妻（未届）」と記載がある場合は控除対象外です。

控 除 項 目	控 除 額 等
①⑨ 勤労学生控除	あなたが学生等で給与所得等があり、前年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下である場合に該当します。 (控除額：260,000円)
②⑩ 障 害 者 控 除	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障がい者である場合に該当します。 ◇ 特別障害者控除 (控除額：300,000円) ・身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・「障害者控除対象者認定書」で特別障害者の認定を受けている方 など。 ※ 特別障害者と同居している場合には23万円が控除金額に加算されます。 ◇ 障害者控除 (控除額：260,000円) 特別障害者に該当しない等級の方 など。
②⑪ 配 偶 者 控 除	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円（給与収入のみの場合103万円）以下の場合に該当します。ただし、配偶者が事業専従者や他の方の扶養親族である場合は該当しません。 (控除額：別表4※7ページ参照)
②⑫ 配 偶 者 特 別 控 除	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合に該当します。ただし、配偶者が事業専従者や他の方の扶養親族である場合は該当しません。 (控除額：別表5※7ページ参照) あなたの前年の合計所得金額が1,000万円を超え、あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合、「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）」欄をチェックしてください。
②⑬ 扶 養 控 除	あなたと生計を一にする親族（配偶者を除く）のうち、生年月日が平成21年1月1日以前で前年中の合計所得金額が48万円（給与収入のみの場合103万円）以下の方がいる場合（前年中に死亡した方を含む）に控除されます。 ただし、その方が事業専従者となっている場合や、他の方の控除対象配偶者又は扶養親族である場合は該当しません。 ◇ 特定扶養親族 (控除額：450,000円) 扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の方。 （平成14年1月2日～平成18年1月1日までに生まれた方） ◇ 老人扶養親族 (控除額：380,000円) 扶養親族のうち年齢70歳以上の方。 （昭和30年1月1日以前に生まれた方） ◇ 同居老親等 (控除額：450,000円) 老人扶養親族であなただけや配偶者の直系尊属で同居を常としている方。 ◇ その他扶養親族 (控除額：330,000円) 特定扶養・老人扶養・同居老親等に該当しない方。（16歳未満を除く） ※ 扶養控除を受ける方は、申告書の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑬扶養控除」欄をもれなく記入してください。また、扶養親族が別居している場合は裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」にも記入してください。 ※ 年少扶養親族（生年月日が平成21年1月2日以降の「16歳未満の方」）がいる場合は、申告書の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「16歳未満の扶養親族」欄をもれなく記入してください。なお、扶養控除は受けられません。
②⑭ 基 礎 控 除	あなたの合計所得金額に応じて適用されます。ただし、2,500万円を超える場合は該当しません。 合計所得金額が 2,400万円以下 (控除額：430,000円) 2,400万円超 2,450万円以下 (控除額：290,000円) 2,450万円超 2,500万円以下 (控除額：150,000円)

控 除 項 目	控 除 額 等
②⑥ 雑 損 控 除	前年中にあなたや生計を一にする配偶者などの親族が、災害などにより住宅・家財などに損害を受けた場合、次の①又は②のうちいずれか多い額。 (A＝損害金額＋災害関連支出－保険金補填額) ① A － (所得金額の合計額 × 10%) ② Aのうち災害関連支出の金額 － 50,000円
②⑦ 医 療 費 控 除	前年中にあなたや生計を一にする配偶者などの親族のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合に控除されます。※医療費控除の明細書を添付してください。 【医療費控除】又は【セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）】のいずれかを選択し、セルフメディケーション税制を選択する場合は、「区分」の□に「1」を記入してください。(医療費控除額の求め方：別表6 ※7ページ参照)

※②⑩～②③については、控除対象者の**個人番号（マイナンバー）**の記入が必要です。

※②⑬～②⑮については、所得税の年末調整を受けた金額と同じ場合は記入を省略できます。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

給与所得及び公的年金から市民税・県民税が天引き（特別徴収）されている方で、それ以外の所得に係る市民税・県民税をご自分で納付することを希望される場合は**【自分で納付（普通徴収）】**にチェックしてください。

6 給与所得の内訳

給与所得のある方で、源泉徴収票が発行されていない方は内訳を記入してください。

7 事業・不動産所得に関する事項

記入のほか、別途「収支内訳書」を作成し、申告書と合わせて提出してください。

8 配当所得に関する事項

所得税で申告不要制度のある非上場株式等に係る少額配当所得等も含めて記入してください。
(少額配当所得とは、1銘柄につき1回の配当金額が「10万円×配当計算期間の月数÷12」以下のものです)

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

公的年金等以外の雑所得（業務・その他）に該当する所得（1ページ「1. 収入金額等、2. 所得金額」の「ク・ケ」欄参照）がある場合は、その内訳を記入し、表面⑧・⑨欄にそれぞれ記入してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

該当する所得がある場合は、合計額を計算し表面⑩欄に記入してください。

11 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者やその他の15歳以上の親族で、前年中にもっぱら6か月を超える期間、事業に従事した方。ただし、事業専従者として申告した方は、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の対象とすることはできません。

【控除額の計算】

次の①又は②の金額のいずれか低い方の金額

① 500,000円（配偶者の場合は860,000円）

② (事業所得＋事業としての不動産所得＋事業としての山林所得) ÷ (事業専従者の数＋1)

※ 事業専従者控除額は、そのまま事業専従者の給与所得の収入金額とみなされます。事業専従者の**個人番号（マイナンバー）**も記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

控除対象配偶者及び扶養親族のうち、令和7年1月1日現在佐渡市に住んでいない方の氏名・住所・**個人番号（マイナンバー）**を記入してください。

13 事業税に関する事項

事業を営んでいる方で該当する項目がある場合に必要事項を記入してください。
詳しくは、新潟地域振興局県税部（☎ 025-273-3105）へお問い合わせください。

14 寄附金に関する事項

あなたが令和6年中に次の①～④の団体に対して行った寄附の合計額が2,000円を超える場合に記入してください。

- ① 都道府県・市町村・特別区
- ② 新潟県共同募金会
- ③ 日本赤十字社新潟県支部
- ④ 新潟県又は佐渡市が条例により指定した団体等

※ この控除を受ける場合には、寄附金の金額などの証明書を添付してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

あなたの給与等の収入金額が850万円を超える場合で、次の①又は②に該当する場合に記入してください。（複数該当する場合も1人のみ記載してください。）

- ① 本人、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者である
- ② 23歳未満の扶養親族を有する

※ ただし、同一生計配偶者又は扶養親族の氏名が「㉑㉒ 控除対象配偶者」「㉓扶養親族・16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。

◆ 市民税・県民税の申告が不要な方 ◆

令和7年1月1日現在佐渡市に住所を有する方は、市民税・県民税の申告をしていただく必要がありますが、次のいずれかに当てはまる方は申告不要です。

- (1) 前年中の収入が給与のみで、勤務先から佐渡市役所へ給与支払報告書の提出があった方
(提出があるかどうかは勤務先へ確認してください。)
- (2) 所得税の確定申告書を提出する方
- (3) 前年中の収入が公的年金のみで、その収入金額の合計が次の金額以下の方
65歳未満（昭和35年1月2日以後に生まれた方） …… 98 万円
65歳以上（昭和35年1月1日以前に生まれた方） …… 148 万円
- (4) 前年中の収入が全くない方

※国民健康保険の加入者、国民年金の免除申請をする方、所得証明が必要な方等は申告の必要があります。

(参考) 市民税・県民税の非課税の範囲

◇ 市民税・県民税が非課税になる方

ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

イ 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方

◇ 均等割が非課税になる方

合計所得金額が下記計算式で算出した金額以下の方

$280,000円 \times (納税義務者 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数) + 100,000 + 168,000円$

※同一生計配偶者・扶養親族がいない方は380,000円

◇ 所得割が非課税になる方

合計所得金額が下記計算式で算出した金額以下の方

$350,000円 \times (納税義務者 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数) + 100,000円 + 320,000円$

※同一生計配偶者・扶養親族がいない方は450,000円

【別表 1 給与所得の速算表】

給与等の収入金額の合計(A)	給与所得の金額	
～ 550,999 円	0 円	
551,000 円 ～ 1,618,999 円	A - 550,000 円	
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	A ÷ 4 = B (注 1)	B × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円		B × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円		B × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	A × 0.9 - 1,100,000 円	
8,500,000 円 ～	A - 1,950,000 円	

注 1 : B の千円未満の端数は切捨て



【別表 2 公的年金等に係る雑所得の速算表】

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額	年齢区分	その年中の公的年金等の収入金額(C)	公的年金等の所得金額 (注 2)
1,000万円以下	65歳未満 昭和35年1月2日以後に生まれた方	～ 600,000 円	0 円
		600,001 円 ～ 1,299,999 円	C - 600,000 円
		1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	C × 0.75 - 275,000 円
		4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	C × 0.85 - 685,000 円
		7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	C × 0.95 - 1,455,000 円
		10,000,000 円 ～	C - 1,955,000 円
	65歳以上 昭和35年1月1日以前に生まれた方	～ 1,100,000 円	0 円
		1,100,001 円 ～ 3,299,999 円	C - 1,100,000 円
		3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	C × 0.75 - 275,000 円
		4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	C × 0.85 - 685,000 円
		7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	C × 0.95 - 1,455,000 円
		10,000,000 円 ～	C - 1,955,000 円
1,000万円 超 2,000万円以下	65歳未満 昭和35年1月2日以後に生まれた方	～ 500,000 円	0 円
		500,001 円 ～ 1,299,999 円	C - 500,000 円
		1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	C × 0.75 - 175,000 円
		4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	C × 0.85 - 585,000 円
		7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	C × 0.95 - 1,355,000 円
		10,000,000 円 ～	C - 1,855,000 円
	65歳以上 昭和35年1月1日以前に生まれた方	～ 1,000,000 円	0 円
		1,000,001 円 ～ 3,299,999 円	C - 1,000,000 円
		3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	C × 0.75 - 175,000 円
		4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	C × 0.85 - 585,000 円
		7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	C × 0.95 - 1,355,000 円
		10,000,000 円 ～	C - 1,855,000 円
2,000万円超	65歳未満 昭和35年1月2日以後に生まれた方	～ 400,000 円	0 円
		400,001 円 ～ 1,299,999 円	C - 400,000 円
		1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	C × 0.75 - 75,000 円
		4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	C × 0.85 - 485,000 円
		7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	C × 0.95 - 1,255,000 円
		10,000,000 円 ～	C - 1,755,000 円
	65歳以上 昭和35年1月1日以前に生まれた方	～ 900,000 円	0 円
		900,001 円 ～ 3,299,999 円	C - 900,000 円
		3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	C × 0.75 - 75,000 円
		4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	C × 0.85 - 485,000 円
		7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	C × 0.95 - 1,255,000 円
		10,000,000 円 ～	C - 1,755,000 円

注 2 : 計算後所得金額の 1 円未満の端数は切捨て

【別表 3 所得金額調整控除】

(1) あなたの給与等の収入金額が850万円を超える場合

次の①又は②に該当する場合に、給与所得の金額から控除します。

① 本人、同一生計配偶者又は扶養親族のいずれかが特別障害者である

② 23歳未満の扶養親族を有する

	計 算 式
給与所得からの控除額	$(\text{給与等の収入金額 ※最高1,000万円}) - 850\text{万円}) \times 0.1$

(2) あなたに給与所得と年金所得の両方がある場合

給与所得控除後の給与等の金額と公的年金の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合に、その合計から10万円を控除した残額を給与所得から控除します。

	計 算 式
給与所得からの控除額	$(\text{給与所得控除後の給与等の金額 ※最高10万円})$ $+ (\text{公的年金等の雑所得の金額 ※最高10万円})$ $- (10\text{万円})$

【別表4 配偶者控除の明細】

配偶者の合計所得金額は 48万円以下	本人の合計所得金額の区分と控除額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	330,000 円	220,000 円	110,000 円
老人控除対象配偶者 (70歳以上)	380,000 円	260,000 円	130,000 円

※本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除対象外

【別表5 配偶者特別控除の明細】

配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額の区分と控除額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
480,001 円 ～ 1,000,000 円	330,000 円	220,000 円	110,000 円
1,000,001 円 ～ 1,050,000 円	310,000 円	210,000 円	110,000 円
1,050,001 円 ～ 1,100,000 円	260,000 円	180,000 円	90,000 円
1,100,001 円 ～ 1,150,000 円	210,000 円	140,000 円	70,000 円
1,150,001 円 ～ 1,200,000 円	160,000 円	110,000 円	60,000 円
1,200,001 円 ～ 1,250,000 円	110,000 円	80,000 円	40,000 円
1,250,001 円 ～ 1,300,000 円	60,000 円	40,000 円	20,000 円
1,300,001 円 ～ 1,330,000 円	30,000 円	20,000 円	10,000 円
1,330,001 円 ～	0 円	0 円	0 円

※本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除対象外

【別表6 医療費控除額の求め方】

	計 算 式
医療費控除	(支払った医療費の合計額) $- (\text{保険金等で補てんされる金額})$ $- (10\text{万円と総所得金額等の5\%のいずれか少ない金額})$ ※控除限度額 2,000,000円
セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)	$(\text{特定一般用医薬品等購入費の合計額})$ $- (\text{保険金等で補てんされる金額})$ $- 12,000\text{円}$ ※控除限度額 88,000円

◆ 市・県民税申告受付について ◆

◇受付期間

令和7年2月17日（月）～3月17日（月）

◇受付会場

- ・市役所本庁舎第1庁舎
- ・市役所相川支所（2/17～3/7）
- ・市役所赤泊行政SC（2/17～2/19）
- ・市役所両津支所
- ・市役所羽茂支所（2/26～3/17）
- ・市役所小木行政SC（2/20～2/25）

※詳細は市報さど1月号をご覧ください。

◆ 申告に必要なもの ◆

◇佐渡市役所または各支所等の申告会場で申告する方

必要なもの（下表）を持参し、各会場へお越しください。

◇市・県民税申告書を郵送で提出する方

市・県民税申告書と必要なもの（下表）の原本やコピーを期間内に郵送してください。

市・県民税申告書は、佐渡市ホームページからダウンロードできます。

マイナンバーカード等裏面にも記載のあるものは、両面の写し（コピー）が必要です。

申告書の控えが必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

同封されたものの返却はしません。



必要なもの		郵送の際に 同封が必要
① 本人確認書類	マイナンバーカードをお持ちの方 → マイナンバーカード	コピー
	マイナンバーカードをお持ちでない方 → ㊦と㊩両方の原本かコピー ㊦番号確認書類 （個人番号通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写し 等） ㊩身元確認書類 （運転免許証、公的医療保険証、パスポート 等）	コピー
② 被扶養者のマイナンバーがわかるもの		コピー
③ 前回の、申告書・収支内訳書・減価償却資産一覧等の控え		
④ 源泉徴収票（給与、年金）等収入がわかるもの		コピー
⑤ 事業（営業・農業）・不動産所得の収支内訳書 【作成済みのもの】		原本
⑥ 支払調書等（配当所得、一時所得、雑所得（個人年金やシルバー人材等））		コピー
⑦ 控除を受けるための証明書（社会保険料・生命保険料・地震保険料 等）		コピー
⑧ 医療費控除等の明細書 【作成済みのもの】		原本
⑨ 口座番号がわかるもの（通帳等） 【所得税の還付申告に必要】		
⑩ 確定申告書・お知らせハガキ等 【所得税の確定申告に必要】		

↓ 郵送で申告書を送付する場合に、
切り取って封筒に貼ってお使いください

〒952-1292

佐渡市千種232番地

佐渡市役所 税務課 市民税係 行

【市・県民税申告書 在中】

《市・県民税申告に関するお問い合わせ》

佐渡市役所 市民生活部 税務課 市民税係

☎ 0259-63-5110